

東北四県の青少年保護条例

一 はじめに

今日、青少年の保護、健全な育成を目的として、その基本理念や施策の大綱、社会環境の浄化、健全育成阻害行為の規制等々を盛り込んだ条例は全国で四十を超える都道府県において制定されている。この種の条例は昭和二十六年和歌山県で初めて制定・施行され、以後この影響を受けて他の都道府県でも次第に制定されるようになったものである。

これらの条例の内容には、昭和五十一年を境としてそれ以前のものとそれ以後新たに制定または改正されたものとはきわだつた相違がみられる。昭和五十一年には栃木県と奈良県が青少年保護条例をもつ三十四、三十五

小 松 進

番目の県となり、翌年には富山・宮崎県など四県が新たに条例を制定し、香川・山口県など十二の県で改正が行なわれた。これらの新条例・改正条例では、自動販売機に対する規制、雑誌自販機に関して有害指定を受けた図書類の収納・販売・撤去等の規制が盛り込まれている点で、それ以前のものと異なっている。⁽¹⁾すでに指摘されているように、雑誌自販機規制は、表現の自由、営業の自由との関係で重要な問題をふくんでいる。本稿では、これらの規制に罰則を伴う東北各県の実情⁽²⁾を紹介し、若干の問題をフォローしてみたい。

また、青少年保護条例には右のほかに、みだらな性行為およびわいせつな行為、有害行為に対する場所提供等の行為、青少年を深夜つれ出す行為、青少年からの物品

の質受け・古物の買い受け等々多数の犯罪行為が規定されているが、これらの中には問題のあると思われるものも少なくない。

明日の社会を担う青少年の健全な育成を図ることは何時の時代でも重要な課題とされてきたといっても過言ではない。どんな社会においても青少年の育成のために何らかの施策が講ぜられてきたことも否定できない。今日の日本においても家庭・学校・地域社会・自治体・国等等それぞれのレベルでさまざまな形態と内容をもって育成が行われているということもできる。ところで、今日のように、多面的な発展を遂げた文化をもち、価値観の多元化した社会においては、青少年の健全性をはかる確かな基準・指標を求めることも困難である。また、国家による教育の強制的画一化がもたらした社会の悲劇についても遠くない過去に貴重な経験を得ているのである。

かような観点からすれば、自治体・国のレベルでは、公権力を背景とする対応がなされるのであるから直接育成・教育の内容自体を具体的積極的に規定し、一定の道徳を強制するのは望ましくなく、むしろ、青少年育成の障害排除、環境の整備といった育成の条件を整えること

が重要な役割となるべきである。

青少年の保護・育成の目的から阻害行為を規制することは、その限度で国民の自由・権利の制限を伴うことになり、また、不当な権利・自由の侵害をもたらすおそれが増す場合のあることに留意し、それらの規制は必要最少限にとどめられるべきである。青少年の保護・健全育成という社会的な利益と憲法以下の現行法の認める国民の権利・自由の享受という利益との衝突の状況でその適正な調和を見出すことはしかく容易なことではなからう。しかし、少年非行の多発、青少年をとりまく環境の悪化の現状で青少年育成の目的により国民の行為の規制を行う場合、ともすれば、それと表裏をなす権利・自由の制限という面を安易に肯定する結果になりやすいことを忘れてはなるまい。

二 東北各県の青少年保護条例

(一) 昭和五十二年までの青少年条例制定の全国的状況については既に紹介がなされ、鋭い分析が加えられている⁽³⁾。これに対して東北各県の主要な動きは五十三年以降であり、宮城・福島・秋田・山形の順で改正・制定が行

(21) 東北四県の青少年保護条例

表1 宮城県

(1) 非行少年補導人数

	昭49	昭50	昭51	昭51	昭53
刑法犯少年	2,418	2,953	2,800	2,627	3,277
ぐ犯少年	7,002	9,043	8,617	10,081	11,178
計	9,420	11,996	11,417	12,708	14,455

(3) 女子少年の性非行

区分	年別	
	昭52	昭53
売春	3	12
淫行	2	6
みだらな性行為等	—	21
不純な性行為	10	39
その他の性行為	312	269
計	327	347

(県警の資料による)

(2) 刑法犯少年における女子

年別	年別	
	昭52	昭53
刑法犯少年女子	729	887
女子の構成比	27.8(%)	27.1(%)

なわれた。

- ・宮城県 「青少年保護条例」、昭和三十五年三月制定、同年七月一日施行。昭和五十二年七月、自販機対策を中心に大幅改正、同年十一月一日施行。
 - ・福島県 「青少年健全育成条例」、昭和五十三年三月制定、同年十月一日施行。
 - ・秋田県 「青少年の健全育成と環境浄化に関する条例」昭和五十三年十月制定、昭和五十四年一月一日施行。
 - ・山形県 「青少年保護条例」、昭和五十四年三月制定、同年十月一日施行。
 - ・青森県 青少年保護条例は制定していない。制定の動きも見られない。県の告示「青少年のための社会環境浄化要綱」(昭和五十二年二月一日)がある。
 - ・岩手県 条例はない。制定の方向で検討が行なわれているという事である。
- 東北四県の改正・制定の時期はやや遅れているが、改正・制定を促した要因は他県と異ならないものと思われる。

表2 秋 田 県

(1) 非行少年補導人数

	昭 49	昭 50	昭 51	昭 52	昭 53
刑 法 犯 少 年	1,547	1,409	1,386	1,283	1,361
ぐ 犯 少 年	15,569	18,186	15,269	17,782	20,219
計	17,054	19,595	16,655	19,065	21,580

(2) 刑法犯少年における女子

	昭 51	昭 52	昭 53
刑法犯少年女子	114	184	209
女子の構成比	11.4(%)	14.3(%)	15.4(%)

(昭 51 のみ、犯罪少年について)

(3) 不純異性交遊少年

	昭 51	昭 52	昭 53
人 員	370	377	670
うち、女子少年		220	386

(県警の資料による)

(1) 少年非行の状況
 (2) 雑誌自販機の増加
 (3) 住民・世論の要求、などが主なものである。

(1) 少年非行の現状
 少年非行のすう勢は昭和四十九年から刑法犯少年において同年齢層の人口千人当たり十二人台を占めるなど、戦後第三のピークにあるといわれている。その特徴としては、いわゆる遊び型の非行の増加、低年齢層の増加、女子少年の占める割合の増加等があげられている。各県の審議においてはこうした実情を考慮したものと推測される。

(2) 雑誌自販機の増加 青少年をとりまく環境の悪化はいわゆるポルノ雑誌を収納する自販機の増加にかぎらないが、この時期の雑誌自販機の急増は注目に値する。表3は直接行政担当者から聞いた数をもとに作成した。

表3 雑誌自販機台数

	昭 51	52	53	54
宮 城 県		220 (12月)	180 (12月)	
福 島 県	59 (12月)	179 (10月)		
秋 田 県	54 (12月)		100 (6月)	119 (1月)
山 形 県	29 (6月)	56 (6月)	139 (7月)	176 (4月)

(23) 東北四県の青少年保護条例

のであるが、宮城県では明らかに改正条例の施行により台数の減少がみられる。福島県、山形県ではそれぞれ五十二年、五十三年に急激に増加しているが、一部は宮城県からの移動があるといわれ、まだ規制の行なわれていない両県に新たに販路を求めたものと考えられる。このような雑誌自販機の急激な増加が条例による環境浄化の必要性を強く認識させる一因となったものといえよう。

(3) 条例制定の要求 山形県では昭和五十一年二月から翌年の二月までの間に婦人会、少年指導員の団体、高校長会などから十六件の青少年保護条例制定の要望が出されている。秋田県では五十三年二月、三月の定例県議会に対してそれぞれ五十二、百十五の団体から条例の制定を求める請願・陳情があった(他県でも同様であったと思われる)。

(二) さて、四県の条例における主な規制事項は表4にみる通りであるが、宮城県と他の三県とはやや異なっただ点のみられる。それは宮城県が比較的早い時期に条例を制定し、自販機対策の改正も他県より早かったため、規制事項も少なく、罰則も最高刑が十万円以下の罰金であるのに対し、他の三県は規制事項も多く、懲役刑を採

用するなど厳しい姿勢がみられることである。まず、雑誌自販機の規制に関する規定を検討する。

雑誌自販機を規制する条例については既に詳細な分析と問題点の指摘がなされているので、本稿では東北四県の条例を対象に若干の新たな問題点を指摘する。

(1) まず、青少年の健全育成を阻害するものとして行う有害指定の要件・基準である。有害の指定は図書類(この内容も県により差異がみられる)に限らず、興業、広告物についても行われるが、これらは同一の基準によっている。この基準について宮城県と他の三県ではやや異なった規定を置いている。前者は、図書類の内容が「著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を有するため青少年の健全な育成を阻害すると認めるとき」(宮城県六条一項)とするのに対し、後者は、「著しく青少年の性的感情を刺激し」または、「著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し」「その健全な育成を阻害するおそれのあるとき」(福島県十七条一項)としている。いずれも「著しい」と限定されているが、宮城県では、健全育成を「阻害すると認めるとき」であるのに対し、他は「阻害するおそれのあるとき」とする点で異なる。

(25) 東北四県の青少年保護条例

これは単なる表現上の違いにすぎないのであろうか。この場合「おそれ」とは健全育成を害する危険性、可能性で足りるとすれば、「認める」とはより阻害の結果を惹起する確率の高い場合をさすことになろう。言いかえれば、条文中は宮城県の方が、有害性の強いものであることを要件としているといえよう。

(2) 宮城・秋田・山形の三県では、知事に対して緊急の措置を行う権限を認めている。有害図書⁽³⁾の指定及び取消を行うには、あらかじめ審議会(名称は県によりさまざまである)の意見を聴くことが原則とされている(宮城県十五條、秋田県二十條、山形県十八條)。しかし、「緊急を要すると認めるときは、この限りでない」として例外を許している。この緊急の際の権限には、有害の指定・取消のほか⁽³⁾に一定の措置命令を発することも含まれている。その措置命令は、宮城・秋田県の場合、有害広告物に対する「内容の変更、設置場所の変更、撤去その他必要な措置」に限られるが、山形県の場合は、さらに自販機に収納されている有害指定図書⁽³⁾の撤去その他必要な措置をも命ずることができるのである。広告物はそのまま掲示して公衆の閲覧を受けるものであるから、明

らかに有害と認められるようなものについては審議会の意見を聴する時間的余裕のない場合がありうる。この点にも一応の合理性が認められるが、図書類については、緊急指定により有害図書とすれば、青少年に対する販売等は許されないものであるから、このような規定を設けることには大いに疑問が残るところである。

(3) 雑誌自販機に対する有害指定図書⁽³⁾の収納禁止・撤去義務・撤去命令等の法的規則は青少年の保護・健全育成を目的としてなされるのであるから、当該自販機の設置が右の目的に反するものでない場合には規制を適用すべきでない。有害の指定を受けた図書類であってもわざわざ文書とは異なるのであるから成人に対する販売等を制限すべき理由がない以上当然のことである。宮城県条例では有害図書類の自販機収納禁止についてだけ例外を認めるが、他の三県では、雑誌自販機に関する規制のすべてについて例外を認める規定を置いている。例外を認める要件の定め方には、自販機の設置場所によるものと自販機自体に特別の措置がなされているか否かによるものと、そのいずれかによるものと三通りの形式がある。

福島・秋田の両県は「前各項の規定は、法令により青

少年の立入りが禁止されている場所に設置されている自動販売機については適用しない」(福島県二十一條六項)と設置場所によって例外を認める。宮城県は、雑誌自販機に「青少年が購入することができない措置が執られている場合」(八条の二、一項)に規制の対象から除かれる。山形県は二つの要件を択一的に掲げている(十一條五項)。

法令により青少年の立入禁止とされている場所とは、例えば、風俗営業法一条に規定する営業を行う場所等がこれにあたることになろう。このように設置場所によって規制の対象から除くという方式は要件が明確である点に長所がある。しかるに、青少年の購入ができない措置を要件とする方法は、そのような措置を講ずることが著しく困難で事実上例外を認めないに等しくなるのであるまいか。その結果、指定図書類は、成人・青少年の区別なく一律に自販機による購入が不可能となる。このような過剰な規制については表現の自由との関係で疑問を禁じえない。

(4) 自主規制 対象として取り上げた各県の条例には二種類の自主規制がみられる。第一は販売・貸付業者

についての自主規制であり、第二は雑誌自販機業者についてのものである。宮城県では第一の自主規制のみを掲げ、福島・秋田県では二種類をともに規定しているが、山形県の条例は自主規制についての規定を置いていない。業者が自主規制を求められる対象は、未だ知事の指定は受けていないが青少年に有害と考えられる図書類である。その基準はより緩かである。すなわち、前述の有害指定の基準と同じ表現で示しているが「著しく」という限定が削除されているので有害指定図書よりも範囲が広く有害性の軽度のもので含むものであることに留意する必要があろう。

社会環境の浄化、とくに図書類の規制を手段とする場合、公権力による規制・取締りに頼るよりは、業者の自主的な制御による方が望ましいことはいうまでもない。山形県の場合は条例に自主規制の規定をおかず指定があれば直ちに販売・収納禁止・撤去義務・撤去命令⁽⁶⁾といずれも刑罰を伴う強い規制態度をとっているが、第一段階でまず業者の自主規制を重視すべきであろう。宮城県の場合も最も問題の多い雑誌自販機について自主規制の規定を欠くもので同様と考えられよう。

(27) 東北四県の青少年保護条例

自主規制を重視し実効性のあるものに近づけるためには自販機についての業者表示義務の履行を徹底させる方向を考慮すべきではなかったろうか。図書類の内容からその扱いに強い規制を加える前段階で、対面販売を回避できるという自販機の特性をフルに利用する業者の自制を期待する方がとられることが望ましいのではなからうか。

三 雑誌自販機規制条項の運用

(一) 有害図書類の指定 知事が図書類を青少年に有害であると指定するには、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。これが通常の手続でどの県も同じである。しかし、実際の運用機構は各県によってさまざまでありかなり異なった点も見られる。実際の運用は、①図書類の収集 ②担当部内での準備作業 ③審議会での審議・答申 ④知事の指定 ⑤公示・関係者への通告という過程に分かれる。

① 図書類の収集 問題となる図書・雑誌を実際に集めるのは担当部局の県職員が主力である。宮城県では婦人補導指導員（ママ・ポリス）の協力も得ているように

ある。購入収集の区域は毎回県下全域（福島県）のほか、県内をいくつかの区域に分け、実施区域をその都度決めて収集する（秋田県）方法などがとられている。また、宮城県では件数は少ないが、一般市民からの有害指定の要請（十六条にもとづく）があるということである。

② 担当部内での準備作業 集められた図書類は事前に「有害」に該当する可能性のある箇所をチェックが行なわれることが多い。これは審議会における審査が能率的に行なわれることを企図したものと思われる。福島県の場合はこの作業を職員ではなく、三名の専門委員を依頼し、これに委ねている。秋田県の場合は県職員がこれに当たっている。この段階での事前審査は審議会が十分な審査機能を果しえない場合（たとえば、審議の時間が十分でないとか、委員が十分な識見を持っていない場合など）には重要な意味を持つことになる。また、どのような基準で該当箇所を指摘するのも問題である。条例の定める有害性の基準と異なる基準を用いることは許されないし、同じ基準であるとすれば、二重に手続をふやす以外に意味がなくなる。審議会において十分な審査をつ

表5 有害指定件数 (図書類)

昭54.1~54.3

	指定した日	件数	出版社数
宮 城 県	1月23日	26	20
	2月20日	36	28
	3月20日	35	27
	計	97	
	平均	32.3	
福 島 県	1月26日	47	23
	2月27日	48	25
	3月20日	45	22
	計	140	
	平均	46.6	
秋 田 県	2月6日	29	20
	2月17日	29	21
	3月1日	26	16
	3月31日	27	19
	計	111	
	平均	27	

くす準備作業としては検討の余地がある。

③ 審議会 福島・秋田県においてはそれぞれ条例に基づいて新たに設置された青少年健全育成審議会、青少年環境浄化審議会が有害の指定・その取消などについて審議するが、宮城県では児童福祉審議会(児童福祉法八・九条)がこれを行なう。審議会の開催は、福島県が月一回、秋田県は月一ないし二回、宮城県では五十三年は月一回であった。審議の方法は不明であるが、提出された図書・雑誌はほとんど「有害」と認められるようである。

福島県では収集した雑誌・図書の三分の二程度が審議会にかけられ、今までその全部が指定されている。

④ 知事の指定、告示 有害の指定は告示として県の公報に掲載され、同時に業者にも送達される。

有害指定の対象は三県とも図書類が中心であり、五十四年一月から三月までの指定数は表5のとおりである。そのほかに宮城県では興業(ストリップショウ、ヌードショウ)について、秋田県ではさらにいわゆるボルノ映画についても有害指定を行っている。ストリップ劇場は宮城県には八館、秋田県には六館あるが両県とも毎月、全館指定されている。

以上、有害指定の手続と五十四年一月から三月までの指定状況をみたが、問題があると思われる点を一、二あげたい。

まず、審議会の審議についてである。審議会は図書・雑誌についてだけでも毎回二時間から半日位の間に数十冊を検討しなければならぬ。審議の方法、内容は知ろうべくもないが、事前審査の結果の比重が大きいように思われる。宮城県のように審議会に児童福祉法に基づく本来の任務がある場合にはなおさらである。

(29) 東北四県の青少年保護条例

また、映画についてその有害指定は、委員が内容を実視せずに、業界の自主規制である映倫の判断結果がそのまま審議会で採用されているようである。映倫の成人向映画とする基準と条例の有害性の基準との関係で問題があるように思われる。

つぎに図書類の収集から有害指定までの期間であるが、宮城県では七日から十日位、福島県では十日から十四日位の期間を要するということである。発売から指定までの間に当該雑誌を青少年が購入する可能性はきわめて高く、青少年の購入をさげるといふ点では、指定後の販売禁止、自販機収納禁止の効果は疑問である。収集から指定までの期間を短縮するなどの改善の方向はあるとしても、このことが将来知事が緊急指定を行なう理由とならない保障はない。

(二) 自主規制 図書類の販売等についての自主規制は当然のことながら、書店組合が推進主体となっている。自主規制の内容としては、成人コーナーの設置、自販機による成人向雑誌と一般誌の混売を控えるといったこともあげられているがこの点については組合でもあまり力を入れていないようである。現在もっとも関心が向けら

れているのは、有害指定を受けた雑誌の仕入中止の問題である。

宮城県書店組合では、連続二回有害指定を受けた雑誌については次号(仕入済の場合には次々号)の仕入を中止する措置をとっている。これは組合執行部が加入書店から委任を受けて実施している。さらに、年間全国で一、二〇回以上有害指定を受けたものを「要注意雑誌」として一年間の仕入中止を決め、委任状を取りまとめ中であるが集まった数は加入書店の四〇%(四月上旬)程度ということである。

福島県の書店組合では、組合加入の六割の書店の委任にもとづいて、県内の六割を扱う大手取次店との間で有害指定を受けた雑誌について次号からの取次停止の取りきめを行っている。

業者の自主規制は店頭販売を中心とする書店組合の場合には仕入中止という形で行われているが、いわゆる成人向雑誌を主体とする雑誌自販機業者は、書店組合への加入が少なく、雑誌の流通販売ルートも一般の図書雑誌と異なって複雑であり自主規制の実情調査も困難であった。

四 その他の条項(刑罰を伴う禁止行為)

四県の条例には別表4にみるとおり、図書類・広告物・興業に関する規制違反行為のほかにも刑罰をもって禁止されている行為が規定されている。同じ行為でも県によって刑罰の科せられないものもあるが、みだらな性行為およびわいせつな行為、有害行為に対する場所提供等はいずれの県でも最も重く罰せられる。各県において青少年保護条例によって罰せられるのは、表6にみるとおり当面は右の行為に限られると思われる。以下これらの行為を罰する規定について二・三の問題を考えてみたい。

(1) みだらな性行為等の処罰 秋田県の条例を例にとれば、「①何人も、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。②何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。③何人も、青少年に対し第一項に規定する行為を教え、又は見せてはならない。」(十四条)と規定し、それぞれの違反に対し、一、二項については一年以下の懲役又は十万円以下の罰金、三項については五十万円以下の罰金に処する旨定められて

表6 罰則を伴う条項違反による検挙件数

罪	宮 城 県			福 島 県			秋 田 県		
	52	53	54	52	53	54	52	53	54
みだらな性行為・わいせつな行為	—	47(27)	48(20)	—	8(13)	20(5)	—	—	4(3)
有害行為の場所提供	※	1(1)	0	—	0	1(1)	—	—	0

() 人員, ※ データ不明.

いる(二十七条一、二項)。成人のこれらの行為は現行法によっては規制されないものであるが、青少年の保護、性非行の防止という観点からその処罰を規定したものであると説明されている。

現行法との関連からすれば本条の性行為とは、十三歳以上の青少年を相手とする、暴行・脅迫・心神喪失・抗拒不能を伴わない、いわば合意的形態の性行為を意味することになる。しかも、それらの行為のすべてが罰せられるのではなく「みだらな性行為」に限って罰せられる。処罰の限界は

それが「みだら」であるか否かにあるが、この内容はあまりで明確性を欠くとの批判を免れないのではなからうか。行政当局の解説によれば、みだらな性行為とは「一般社会人からみて不純とされる性行為をいい、結婚を前提としない単なる欲望を満たすため、あるいは好奇心からのみ行う性行為」であるとす。男女関係の微妙な心理の支配するこうした行為について結婚を前提としているかどうか、好奇心だけであるかどうかを判断することはきわめて困難である。精神的・知的な未熟さや情緒的な不安定の時期にある青少年の保護の必要性を否定するものではないが、成人の行為からもっと客観的なしほり(たとえば、欺罔、威迫、立場利用など)をかけるべきであろう。

(2) 本稿で取り上げた四県の条例のうち宮城県を除く他の三県の条例はいくつかの違反行為の処罰について行為の相手方が青少年であることの認識を欠いた場合、事実上、過失を推定する態度をとっている。たとえば、秋田県条例では「第十四条(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)、第十五条(有害行為に使用するための場所の提供等の禁止)、第十七条一項(有害施設への入

場制限)の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として第一項から第三項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失がないときは、この限りでない。」(二十七条五項)としている。なお、福島県の場合は、みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止違反についてのみ右と同様の規定があり、山形県の場合は、さらに有害行為のための場所提供等の禁止違反の場合を加え二類型の違反処罰について同様の規定がある。

さて、これらの規定は、青少年に有害な行為をする者がその違反行為について刑責を問われる場合、相手方が十八歳未満であることを知らなかった旨口実をかまえて処罰を免れようとする例が少なくないと予想されること、また年齢についての知情の立証の難しさを考慮して設けられたものといえよう。

本項の趣旨は、本文で年齢不知を理由に処罰を免れないとし、但書で、無過失を立証した場合のみ免責されるとしているところから、年齢不知について過失を推定し、挙証責任の転換をはかるものである。

ところで、同じく青少年の健全育成を基本原理として

制定された児童福祉法、それに、風俗営業等取締法の青少年に対する悪影響を防止するための諸規定にも右と類似の規定がある。児童福祉法では、「何人も、児童に淫行をさせる行為をしてはならない」(三四条一項六号)と定め、これを受けて、同法六〇条一項はその違反者を十年以下の懲役又は二千元以上三万円以下の罰金に処する旨規定し、同法六〇条三項は、右の違反について「児童を使用する者」は児童の年齢不知を理由に処罰を免かれないとし、但書で「過失のないときは、この限りでない」と規定している。風俗営業等取締法では、風俗営業を営む者に対して「一 営業所で十八歳未満の者に客の接待をさせ、又は客の相手となってダンスをさせること。二 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること。三 (略) (四条の三、一項) を禁止している。そして、右の違反行為に対する罰則を定めただうえて、「第四条の三第一項一号又は第二項一号の規定に違反した者」について、児童福祉法と同一の規定をおいている(同法七条二、三項)。これらの規定も青少年の保護、健全育成を期するためのものであることはいうまでもないが、児童福祉法では、前掲の行為を「何人」に対しても

禁止しながら、事実上の推定を認めているのは「児童を使用する者」に限られており、風営法では、三種類の禁止行為が定められているが、過失推定を認めているのは、「客の接待をさせ」たり、客のダンスの相手をさせる行為についてのみであり、「客」としての青少年に対する行為の場合は除外され、年齢についての知情を要することになる。これら二つの法律の態度は、青少年に関する違反の処罰に際してその年齢不知について過失推定を認めるのは違反者(使用する者、営業者)と当該青少年との間に使用者と被使用者といった通常相手の年齢を知りうるような継続的關係があるため、年齢不知の主張が全くの口実にすぎない可能性が高いということによるものと考えられる。このことは、また、「客」としての青少年については年齢について(未必的であれ)知情を要すると解されることによっても明らかである。

条例が青少年の年齢不知の場合について無過失の挙証責任を転換しているのは、児童福祉法や風営法の規定に比べて必罰主義の傾向を示しているといえよう。

(1) 行政管理庁の調べによれば、昭和五十三年十月現在、青少年保護条例で雑誌自販機を規制する道県は三〇である。

(33) 東北四県の青少年保護条例

その後知りえただけでも宮城・福島・秋田・山形の各県がこれに加えられる。

(2) 東北三県についてのみ実情を紹介することになったのは筆者の勤務地に近く調査上の便宜があったことによる。対象県が二年位の間に順次改正(制定)・施行したため、一県の条例制定(改正)が隣接県に及ぼす影響についても調査する予定であったが、この点は実施できなかつた。また、各県とも施行後あまり時間を経過してないので公開の資料に乏しく主に県庁・県警・書店組合の担当者からの聞き取りの方法によつたことをお断りしておく。

(3) (4) 堀部政男「雑誌自販機規制条例と表現の自由」

一橋論叢七十八巻八号、同「青少年保護条例」法律時報昭和五十三年一月号。

(5) 清水教授はかような規定は違憲の疑があると指摘される。「雑誌自販機規制と表現の自由」ジュリスト六三五号。

(6) 条例成立後県当局では知事の告示の形式でさらに「要綱」を示し、この中に自主規制の要請をもち込む意向のようである。

(7) (8) 「秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例の解説」昭和五十三年十一月。

(山形大学助教授)